

第5 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応えた生活保護の適正実施と就労支援など生活困窮者に対する支援体制の整備、自殺・うつ病対策などにより暮らしの安心を確保する。

1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆9,336億円(2兆8,369億円)

(1) 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

2兆9,050億円(2兆8,244億円)

①生活保護にかかる国庫負担

2兆9,025億円(2兆8,224億円)

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

これに併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の使用の原則化を含む医療扶助の適正化等や、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

②子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(一部推進枠)

25億円(20億円)

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援や子どもの居場所づくりを推進する。

(2) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の拡充など(再掲・43ページ参照)

78億円(74億円)

(3) 生活困窮者等に対する支援体制の整備(一部推進枠) 232億円(70億円)

生活困窮者等に対する早期支援や貧困の連鎖防止対策等を総合的に実施することにより、自立に向けた再チャレンジができる環境を整える。

①新たな生活困窮者支援制度の導入に向けた取組【一部新規】(一部推進枠)

177億円(30億円)

新制度の導入に向け、生活困窮者支援を先行的に実施する自治体の拡充を通じて全国的な体制整備を進めるとともに、地域における関係機関の連携強化など自治体における施行準備等を進める。

②子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(一部推進枠)(再掲・64ページ参照) 25億円(20億円)

③地域生活定着促進事業の拡充(一部推進枠) 13億円(12億円)

各地域生活定着支援センターの業務量に応じた職員の増を図るとともに、業務遂行能力向上の研修等を実施するセンターに対し、その実施に要する費用を加算することにより、各センターの支援能力の向上を図る。

④ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の拡充(一部推進枠) 10億円(8.6億円)

都道府県・指定都市により、ひきこもりサポーターのステップアップ研修等を実施するとともに、市区町村の実施するひきこもりサポーター派遣事業を拡充する。

2 「社会的包容力」の構築

10億円(8.6億円)

(1)ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の拡充(一部推進枠)(再掲・65ページ参照) 10億円(8.6億円)

(2)寄り添い型相談支援事業の実施

セーフティネット支援対策事業費等補助金312億円の内数(同補助金250億円の内数)
生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

3 自殺・うつ病対策の推進

45億円(44億円)

(1)地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3.5億円(2.8億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、

先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・61ページ参照)

31億円(31億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修や、地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレス等の要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方がわからない事業者等への支援を行う。

(3) 認知行動療法の普及の推進(再掲・80ページ参照)

1.5億円(1億円)

(4) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・80ページ参照)

6.8億円(6.8億円)

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・81ページ参照)

77百万円(79百万円)

4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

329億円(351億円)

(1) 戦没者慰霊事業などの推進

21億円(21億円)

硫黄島、旧ソ連地域における遺骨帰還事業の推進をはじめ、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が帰還できるよう、未帰還遺骨に関する海外資料調査や情報収集を強化する等の取組を進める。

(2) 中国残留邦人等の援護など

110億円(111億円)

中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者等の援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者等が利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。